



有害指定に係る団体指定について

(概要)

静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例(以下、「条例」という。)改正(令和4年10月1日施行)により、青少年に悪影響を及ぼすおそれのある興行(映画など)、図書類(書籍、雑誌、DVD、ゲームソフトなど)の有害指定方法につき、これまでの個別指定、包括指定に加え、各業界に設置されている自主規制のための機関を知事が団体として指定し、当該団体が青少年の閲覧等を不相当と認め、当該団体の定める方法によりその旨が表示されているものを有害興行、有害図書類とする、団体指定方式を導入したことから、有害指定の実効性を期すため、団体指定を実施するもの。

1 団体指定候補団体(諮問対象)

団体の名称	主たる事務所の所在地	主たる 審査対象	表示方法
特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構	東京都千代田区鍛冶町二丁目3番1号神田高野ビル4階	家庭用ゲームソフト	 

2 有害指定根拠規定

指定方法	概 要
個別指定 【条例第9条第1項】	個々の興行、図書類ごとに有害性の有無を審査し、青少年の健全な育成を阻害すると認められるものは、有害興行、有害図書類として指定するもの ・著しく性的感情を刺激するもの ・著しく粗暴性若しくは残虐性を助長するもの ・著しく犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長するもの ・著しく道義心を傷つけるもの
包括指定 【条例第9条第5項第1号・第2号】	条例で規定する一定の条件を満たす図書類について、個別指定の手続きを経ずに有害図書類として指定されるもの ・書籍又は雑誌であって、性交等のページ数が20ページ以上又は総ページ数の5分の1以上を占めるもの ・DVD等で性交等の場面の描写が合わせて3分間を超えるもの

団体指定 【条例第9 条第4項・ 第5項第3 号】	興行を製作し、又は主催する者で構成する団体、図書類の製作又は販売を行う者で構成する団体が行っている自主規制を活用し、当該団体が青少年に観覧、閲覧等させることが不相当であると認めたもので、当該団体が定める方法によりその旨が表示されているものについて、有害図書類として指定するもの
---------------------------------------	--

3 候補団体選定経緯

(1) 他都道府県指定状況

興行、図書類に係る自主規制のための審査団体については、他道府県の指定状況等から下表の4団体が主たる団体となる。

番号	団体の名称	主たる事務所の所在地	審査対象	表示方法
1	一般財団法人映画倫理機構 (0 都道府県)	東京都中央区築地一丁目4番5号第37興和ビル4階	映画 二次市場向け映画及び映像収録作品 (DVD等)	
2	一般社団法人日本コンテンツ審査センター (23 道府県)	東京都新宿区新宿一丁目7番10号	映像ソフト (DVD等) パソコン用ゲームソフト	
3	一般社団法人コンピュータソフトウェア倫理機構 (25 道府県)	東京都港区芝浦三丁目11番13号SUDOビル5階	パソコン用ゲームソフト 映像ソフト (DVD等)	
4	特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構 (19 道府県)	東京都千代田区鍛冶町二丁目3番1号神田高野ビル4階	家庭用ゲームソフト パソコン用ゲームソフト	

※団体の名称下欄 () 内は、団体指定している都道府県数


(2) 各団体審査表示に係る店舗等における取扱い実態調査

県内における上記団体審査表示マークが付された興行、図書類の取扱い状況について調査した結果は次のとおりである。

番号	団体の名称 表示方法	審査対象	取扱 店舗等	実態調査結果
1	一般財団法人映画倫理機構	映画	映画館	自主規制により、入場禁止（年齢確認）、観覧等禁止掲示が適正に行われている。
		DVD 等	駿河屋 鑑定団 ゲオ等	「R15+」「PG12」表記パッケージ取扱いはあるが「R18+」表記の取扱いなし
2	一般社団法人日本コンテンツ審査センター	映像ソフト (DVD 等)	ゲオ等	※有害図書類（包括指定対象） 全ての店舗において区分陳列（成人向けコーナー設置）、購入等禁止掲示あり
		パソコン用 ゲームソフト	鑑定団 駿河屋	※有害図書類（包括指定対象） ※不健全図書類 駿河屋静岡本店以外の店舗では、区分陳列（成人コーナー設置）、購入等禁止掲示あり
3	一般社団法人コンピュータソフトウェア倫理機構	パソコン用 ゲームソフト	鑑定団 駿河屋	※有害図書類（包括指定対象） ※不健全図書類 駿河屋静岡本店以外の店舗では、区分陳列（成人コーナー設置）、購入等禁止掲示あり
		映像ソフト (DVD 等)	ゲオ等	※有害図書類（包括指定対象） 全ての店舗において区分陳列（成人向けコーナー設置）、購入等禁止掲示あり
4	特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構	家庭用ゲームソフト	鑑定団 駿河屋 家電量 販店等	※不健全図書類 一部（ゲオ、BOOKOFF）を除き、区分陳列不十分、購入等禁止掲示不十分
		パソコン用 ゲームソフト	PC 専門 店	※「Z」表示商品なし


指定候補団体「CERO」について

1 指定候補団体

団体の名称	主たる事務所の所在地	主たる 審査対象	表示方法
特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構	東京都千代田区鍛冶町二丁目 3番1号神田高野ビル4階	家庭用ゲームソフト	

2 概要

団体の概要	沿革	家庭用ゲーム機の技術の進歩やゲームユーザーの年齢層の拡大によって、ゲームソフトの内容や表現が多様化するにつれ、それらが青少年に与える影響への配慮が求められるようになり、そうした社会的要請に応えるため、平成 14 年 6 月にゲームソフトの年齢別レーティング制度を運用・実施する機関として発足した。(平成 15 年に NPO 法人として認証)
	目的	コンピュータエンターテインメント文化の発展に伴いコンピュータゲームの多様化が進むなか、ゲームソフトの年齢別レーティング及びその他の方策を実施することにより、一般市民やユーザーに対しゲームソフトの選択に必要な情報を提供し、青少年の健全な育成を計り且つ社会の倫理水準を適正に維持することを主たる目的とする。
	事業活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲームソフト審査事業および審査員募集・研修・育成事業 ・ゲームソフト環境の調査・研究及び審査システム改善・拡充事業 ・ゲームソフトの年齢別レーティング制度普及啓発事業 ・社会の倫理水準を適正に維持することを目的とする国内・国外の団体との交流事業
	会員数	<ul style="list-style-type: none"> ・機構の目的に賛同して入会した個人及び団体 令和 5 年 1 月現在 215 社 (任天堂株式会社、株式会社ソニー・インタラクティブエンタテインメント、日本マイクロソフト株式会社等)
	役員	<ul style="list-style-type: none"> ・理事 5 人以上 10 人以内、監事 1 人以上 3 人以内、理事長 1 人、副理事長 2 人以内 理事長 島田 仁郎 (元最高裁判所長官) 副理事長 森本 定伸 (特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構) 理事 後藤 弘子 (千葉大学大学院 社会科学研究院 教授) 理事 坂元 章 (お茶の水女子大学 基幹研究院 人間科学系 教授) 理事 濱田 純一 (一般財団法人映画倫理機構代表理事・理事長) 理事 早川 英樹 (一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会会長) 監事 笠原 清明 (税理士) 顧問弁護士 松尾 眞 (弁護士)

審査対象	日本国内で販売される業務用ゲームソフトを除く家庭用ゲームソフト等で、プレイステーション、Nintendo Switch、パーソナルコンピュータ、携帯電話・スマートフォン等のハードウェアあるいはサービス向けに開発・販売されるもの。(ゲームソフトの本編だけでなく、隠しコマンド、裏技等収録する全ての表現が対象)	
審査基準	<p>基準＝「CERO 倫理規定」 表現種類 27 項目及び表現度合を総合審査し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「A」(全年齢対象) ・「B」(12 才以上対象) ・「C」(15 才以上対象) ・「D」(17 才以上対象) ・「Z」(18 才以上のみ対象) <p>のレーティング(年齢別区分)を行う。 ※倫理規定に定められた禁止表現を含むソフトにはレーティングを与えない。</p>	<p>【CERO レーティングマーク】</p> 
審査員	<ul style="list-style-type: none"> ・広く一般から募集した 20 歳代から 60 歳代までの様々な職業の男女で構成されていて、事前に CERO によるトレーニングを受ける。 ・審査員は登録制で、審査内容について守秘義務がある。 ・審査員にはゲーム業界と関連のある者は採用しない。 ・審査において、審査員の性別や年代などの属性に偏りがないように配慮している。 	
審査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の審査員により、表現内容等について審査する。 ・それぞれの審査結果をもとに、年齢区分を決定する。 	
審査実績	<ul style="list-style-type: none"> ・2021 年度実績 1876 作品(うち「Z」区分 135 作品) ・2022 年 4 月～12 月実績 1024 作品(うち「Z」区分 78 作品) ・2016 年 4 月～2022 年 12 月実績累計 計 1 万 344 作品(うち「Z」区分 561 作品、5.42%) ・審査数～年間約 1,500 作品 	

3 CERO倫理規定

(1) 「表現種類」及び「表現度合」

表現種類	性表現系	「キス」「抱擁」「下着の露出」「性行為」「裸体」「性的なものを想起させる表現」「不倫」「排泄」「性風俗業」「水着・コスチューム」
	暴力表現系	「出血描写」「身体分離・欠損描写」「死体描写」「殺傷」「恐怖」「対戦格闘・ケンカ描写」
	反社会的行為表現系	「犯罪描写」「麻薬等薬物」「虐待」「非合法的な飲酒及び喫煙」「非合法的なギャンブル」「近親姦・性犯罪等」「売春・買春」「自殺・自傷」「人身売買等」
	言語・思想関連表現系	「言語・思想関連」の不適切な描写
表現度合	<ul style="list-style-type: none"> ・「直接的」であるか、「間接的」であるか ・「肯定的」であるか、「否定的」であるか ・「必然的」「自然的」であるか、否か ・テーマとの関連で「主題的」か「背景的」か ・一般人の観点からみて不合理に嫌悪感を与えないか、反社会的ではないか、扇情的ではないか等が考慮される。 	

※それぞれの表現項目に上限があり、上限を超える表現・内容を禁止表現としている。

(2) 「禁止表現」

性表現	<ul style="list-style-type: none"> ・性器及び局部（恥毛を含む）表現 ・性行為または性行為に関連する抱擁・愛撫等の表現 ・性的欲求を促進、または性的刺激を与えることを目的としている放尿、排泄等の表現
暴力表現	<ul style="list-style-type: none"> ・極端に残虐な印象を与える出血表現 ・極端に残虐な印象を与える身体分離・欠損表現 ・極端に残虐な印象を与える死体表現 ・極端に残虐な印象を与える殺傷表現 ・極端に残虐な印象を与える恐怖
反社会的行為表現	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ・コンセプト上必然性の無い大量殺人・暴行を目的としている表現 ・麻薬・向精神薬等の規制薬物で、医療目的等の本来の目的以外に不正に使用されることを肯定する表現 ・虐待を肯定する前提での虐待シーン表現 ・犯罪を賞賛、助長することを肯定する表現 ・売春・買春等を肯定する表現、児童買春等の表現 ・近親姦の表現、強姦及びこれに準ずる意に反する性的行為等の直接的な表現、及び肯定する表現 ・未成年による飲酒・喫煙表現を明確に推奨している表現 ・自殺・自傷を肯定・推奨している表現

	<ul style="list-style-type: none"> ・不倫を肯定している表現 ・人身売買等を推奨している表現
言語・思想関連表現	<ul style="list-style-type: none"> ・一般に放送禁止用語・差別用語・不快用語に当たる言葉については、直接並びに間接的な表現や比喻を含み、中傷や蔑称に当たる用語の使用を禁止する。常識の範囲内で、使用する場面及び前後の成り行きにより必要と認められる場合はこの限りではない。 ・差別を助長する表現・用語 ・実在する人物・国・国旗・人種・民族・宗教・思想・政治団体を敵視または蔑視する表現で、なおかつ一方的に非難・中傷する表現
テーマ・コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> ・必然性の無い「性」、「暴力」、「反社会的行為」、「言語・思想」の過度な取り扱い

※禁止表現を含むものについては、レーティングを与えない

4 本県条例規定（指定基準）との対比 別表のとおり

※ 本県条例有害図書類指定基準

<p>著しく性的感情を刺激するもの</p>	<p>1 書籍、雑誌その他の刊行物中文章で表現している部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女の肉体の局部を露骨に表現し、卑わいな感じを与えるもの ・性的関係を結ぶに至るまでの方法、過程等を過度に描写、表現しているもの ・変態的な性欲を露骨に描写、表現しているもの ・文学的、医学的、民俗学的その他学術的内容であっても、性に関する記述を必要以上に著しく不自然に描写、表現しているもの ・その他素材、描写、表現等が前記内容と同程度に卑わいな感じを与え、著しく青少年の性的感情を刺激するもの <p>2 書籍、雑誌その他刊行物中文章で表現している部分以外の部分及びその他の図書類</p> <p>全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為で次に掲げるものを描写、表現しているもの（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大たい部を開いた姿態 ・陰部、でん部又は乳房を誇示した姿態 ・愛ぶの姿態 ・自慰の姿態 ・排せつの姿態 ・緊縛の姿態 ・男女の性交又はこれを連想させる行為 ・ごうかんその他のりょう辱行為 ・同性間の性行為 ・変態性欲に基づく性行為
<p>著しく粗暴性若しくは残虐性を助長するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・殺人的場面や暴力場面を過度に描写、表現しているもの ・殺傷による肉体的苦痛（私刑、拷問を含む。）若しくは精神的苦痛を刺激的に描写、表現しているもの ・暴力手段、方法等を詳細に描写、表現しているもの ・動物の虐待を描写、表現したもの ・その他素材、描写、表現等が、前記までの内容と同程度に青少年の粗暴性若しくは残虐性を著しく助長するもの
<p>著しく犯罪若しくは自殺を誘発、若しくは助長するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪を肯定し、かつ、賛美するよう描写、表現しているもの ・犯罪の手口を模倣可能なように詳細又は具体的に描写、表現しているもの ・自殺を正当視し、又は心中することを魅力的に描写、表現したりしているもの ・自殺の手段、方法を詳細又は具体的に描写、表現しているもの ・暴走行為に関連する犯罪を肯定し、又は賛美し、勧めそそのかす描写、表現しているもの

	<ul style="list-style-type: none"> ・その他素材、描写、表現等が、前記までの内容と同程度に青少年の犯罪若しく自殺を著しく誘発、若しくは助長するもの
著しく道義心を傷つけるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・民主主義も原則に反する思想や行動を極端に表現しているもの ・訴訟及び裁判の手続きを正しく表現しないもの又は裁判を不当に風刺し、あざけるように表現しているもの ・宗教を取り扱う場合においては、それを故意に風刺し、あざけり、又は憎悪をもって表現しているもの ・虚偽、どん欲、怠惰、憎悪、放とう等罪科の賞賛を暗示するもの ・結婚を神聖視せず、家庭を尊重しないなど、奔放な結婚を容認する等、結婚を軽々しく取り扱っているもの ・背徳的な性的関係を魅力的に取り扱い、又は肯定するような表現をしているもの ・売春を正当視し、又は女性及び年少者の人身売買並びに身体障害者及び病傷者を素材として刺激的に取り扱っているもの ・売春その他これらに類似する行為などに好奇心を起こさせ、又はそれらの行為に勧誘し、若しくは従事することを誘発するような表現をしているもの ・その他素材、表現等において青少年の道義心を著しく傷つけるもの

※ 諮問対象とする残虐なゲームソフト選定要領（下記要件全て該当）

形式的要件	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、県内のゲームソフト販売店等において、誰でも容易に購入できる状態で陳列されているもの ・パッケージの表示等から暴力表現や反社会的行為表現が含まれると推測されるもの
実質的要件	<ul style="list-style-type: none"> ・殺傷又は暴力の主な対象が現実の生命体と認められるもの ・殺傷又は暴力の手段の設定が、現実に取り得ると認められるもの ・殺傷又は暴力の場面の設定が、現実想定されると認められるもの

有害図書類指定基準対比表

静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例による指定等の基準 (有害図書類指定基準)			CERO審査基準との符号性 概ね符号:◎、一部符号:○、基準なし:×				備考	CERO審査基準
			[Z]区分 (18歳以上の み対象)	禁止表現 (レーティング を等えない)	[D]区分 (17歳以上対 象)			
著しく性的感情を刺激するもの	類書籍、雑誌その他の刊行物中文章で表現している部分以外の部分及びその他の図書	は全裸の性、つばね半裸として次いでこれらを含む。描写(写真・イラスト)で表現している部分以外の部分及びその他の図書	大たい部を開いた姿勢	×	○	○		
			陰部、でん部又は乳房を誇示した姿勢	×	○	○		
			愛ぶの姿勢	×	○	○		
			自慰の姿勢	×	○	○		
			排せつの姿勢	×	○	○		
			緊縛の姿勢	×	○	○		
			男女の性交又はこれを連想させる行為	×	○	○		
			ごうかんその他のりょう辱行為	×	○	○		
			同性間の性行為	×	×	×	同性、異性の考えなし	
			変態性欲に基づく性行為	×	○	○		
その他前記までの内容と同程度に卑わいな感じを与えるもの	×	○	○					
著しく粗暴性若しくは残虐性を助長するもの	著しく粗暴性若しくは残虐性を助長するもの	著しく粗暴性若しくは残虐性を助長するもの	殺人的場面や暴力場面を過度に描写、表現しているもの	○	○	○		【禁止表現】 ・極端に残虐な印象を与える出血表現 ・極端に残虐な印象を与える身体分離・欠損表現 ・極端に残虐な印象を与える死体表現 ・極端に残虐な印象を与える殺傷表現 ・極端に残虐な印象を与える恐怖 ・虐待を肯定する前提での虐待シーン表現
			殺傷による肉体的苦痛(私刑、拷問を含む。)若しくは精神的苦痛を刺激的に描写、表現しているもの	○	○	○		
			暴力手段、方法等を詳細に描写、表現しているもの	○	○	○		【表現種類及び表現度合】 (表現種類) 「出血描写」「身体分離・欠損描写」「死体描写」「殺傷」「恐怖」「対戦格闘・ケンカ描写」「虐待」 (表現度合) ・「直接的」であるか、「間接的」であるか ・「肯定的」であるか、「否定的」であるか ・「必然的」「自然的」であるか、否か ・テーマとの関連で「主題的」「背景的」か ・一般人の観点からみて不合理に嫌悪感を与えないか、反社会的ではないか、扇情的ではないか等が考慮される。
			動物の虐待を描写、表現したもの	○	○	○		
			その他素材、描写、表現等が、前記までの内容と同程度に青少年の粗暴性若しくは残虐性を著しく助長するもの	○	○	○		
著しく犯罪若しくは自殺を誘発、若しくは助長するもの	著しく犯罪若しくは自殺を誘発、若しくは助長するもの	著しく犯罪若しくは自殺を誘発、若しくは助長するもの	犯罪を肯定し、かつ、賛美するよう描写、表現しているもの	○	◎	○		【禁止表現】 ・麻薬・向精神薬等の規制薬物で、医療目的等の本来の目的以外に不正に使用されることを肯定する表現 ・犯罪を賛美、助長することを肯定する表現 ・自殺・自傷を肯定・推奨している表現
			犯罪の手段を模倣可能なように詳細又は具体的に描写、表現しているもの	○	○	○		
			自殺を正当視し、又は心中することを魅力的に描写、表現しているもの	○	◎	○		【表現種類及び表現度合】 (表現種類) 「犯罪描写」「麻薬等薬物」「非合法なギャンブル」「自殺・自傷」 (表現度合) ・「直接的」であるか、「間接的」であるか ・「肯定的」であるか、「否定的」であるか ・「必然的」「自然的」であるか、否か ・テーマとの関連で「主題的」「背景的」か ・一般人の観点からみて不合理に嫌悪感を与えないか、反社会的ではないか、扇情的ではないか等が考慮される。
			自殺の手段、方法を詳細又は具体的に描写、表現しているもの	○	◎	○		
			暴走行為に関連する犯罪を肯定し、又は賛美し、勧めそのかす描写、表現しているもの	○	○	○		
			その他素材、描写、表現等が、前記までの内容と同程度に青少年の犯罪若しくは自殺を著しく誘発、若しくは助長するもの	○	○	○		※犯罪行為や反社会的行為の肯定・賛美は禁止表現となる。
著しく道義心を傷つけるもの	著しく道義心を傷つけるもの	著しく道義心を傷つけるもの	民主主義の原則に反する思想や行動を極端に表現しているもの	○	○	○		【禁止表現】 ・差別を助長する表現・用語 ・実在する人物・団体・民族・宗教・思想・政治団体を敵視または蔑視する表現で、なおかつ一方的に非難・中傷する表現 ・必然性の無い「性」「暴力」「反社会的行為」「言語・思想」の過度な取り扱い
			訴訟及び裁判の手続きを正しく表現しないもの又は裁判を不当に風刺し、あざけるように表現しているもの	○	○	○		
			宗教を取り扱う場合においては、それを故意に風刺し、あざけり、又は憎悪をもって表現しているもの	×	◎	×		
			虚偽、どん欲、怠惰、憎悪、放とう等罪科の賛賞を暗示するもの	×	×	×		
			結婚を神聖視せず、家庭を尊重しないなど、奔放な結婚を容認する等、結婚を軽々しく取り扱っているもの	×	◎	×	不倫の肯定についてのみ禁止表現	【表現種類及び表現度合】 (表現種類) 「非合法な飲酒及び喫煙」「売春・買春」「人身売買等」「言語・思想関連」の不適切な描写 (表現度合) ・「直接的」であるか、「間接的」であるか ・「肯定的」であるか、「否定的」であるか ・「必然的」「自然的」であるか、否か ・テーマとの関連で「主題的」「背景的」か ・一般人の観点からみて不合理に嫌悪感を与えないか、反社会的ではないか、扇情的ではないか等が考慮される。
			背徳的な性的関係を魅力的に取り扱い、又は肯定するような表現をしているもの	×	◎	○	近親者は禁止表現	
			売春を正当視し、又は女性及び年少者の人身売買並びに身体障害者及び病傷者を素材として刺激的に取り扱っているもの	○	○	○		
			売春その他これらに類似する行為などに好奇心を起こさせ、又はそれらの行為を勧誘し、若しくは従事することを誘発するような表現をしているもの	×	○	○		※差別を助長する描写、用語、放送禁止用語は禁止表現となる。 ※その他の表現においては、その表現の仕方によってレーティングが決定する。
			その他素材、表現等において青少年の道義心を著しく傷つけるもの	○	○	○		